

市民総合交流拠点施設内のカフェ運営に関する  
サウンディング型市場調査  
実施要領



実施設計における施設外観イメージ

令和6年6月  
昭 島 市

## 1 調査の目的

市民総合交流拠点施設（以下、「本施設」という。）は、老朽化した旧昭島市民交流センターを解体し、貸室機能に加え、周辺に点在している東部出張所、商工会・勤労市民共済会及び東部地域包括支援センターの施設機能を集約するとともに、新たに市民図書館分館を設置し、複合施設として整備します。

本施設は交流拠点としての役割を担うことから、市民の居場所や交流スペースとして施設内にカフェを整備する予定です。本調査は、カフェ運営を検討するに当たり、事業者の意見等を参考とするために実施します。

## 2 本施設の概要

【資料1】市民総合交流拠点施設設計概要のとおり

## 3 対象事業

カフェの運営に係る業務

## 4 スケジュール等

調査実施の公表 エントリーシート提出期間	令和6年6月17日（月） ～7月22日（月）
サウンディングの実施	令和6年7月23日（火） ～8月23日（金）
実施結果概要の公表	令和6年9月（予定）

## 5 サウンディング型市場調査の実施概要

### （1）日程・場所

#### ア 実施期間

令和6年7月23日（火）～令和6年8月23日（金）

#### イ 所要時間

1時間程度

#### ウ 場所

昭島市役所 会議室（予定）

なお、オンラインでの調査も可能です。

#### エ その他

サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため非公開とし、個別に実施日を通知した上で行います。

### （2）サウンディングの項目

サウンディングの実施当日は、事前に御提出いただく「エントリーシート」に基づき、主に次の項目について御意見や御提案をお聞かせください。

項目	内容
出店意向	本施設でのカフェ出店意向
カフェ運営	カフェコンセプト、想定する利用者層・利用者数、営業時間や運営体制、提供するメニュー、ケータリング対応、物販
出店条件	契約期間、賃料、公募条件、スケジュール（公募から出店まで）
カフェ設備	座席（施設内・テラス）、厨房機器
採算性	出店費用、収支計画
連携協力	本市や施設管理者との連携協力した企画・催し等

### （3）サウンディング調査結果（概要）の公表

調査結果（概要）については、令和6年9月に公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護に配慮し、公表に当たっては事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

### （4）参加条件

本施設のカフェ運営への参画を検討している事業者を対象とします。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札に参加させることができない者）の規定に該当している事業者
- イ 昭島市指名競争入札参加有資格者指名停止基準（平成12年4月1日施行）に基づく指名停止措置の期間中である事業者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている事業者
- エ 法人及びその代表者（委任関係があるときはその受任者）に国税及び地方税の滞納がある事業者
- オ 法人税、消費税及び地方消費税に滞納がある事業者
- カ 法人の役員等が次のいずれかに該当している事業者
  - （ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団若しくはそれらと密接な関係を有する者
  - （イ）昭島市契約における暴力団等の排除対策措置要綱に基づく入札への排除措置を受けている者

## 6 サウンディング調査参加の手続

### (1) サウンディング調査への参加申込

サウンディングへの参加を希望する場合は、（様式）エントリーシートに必要事項を記入し、件名を【サウンディング調査参加申込】として、申込先へ電子メールにて御提出ください。

#### ア 申込受付期間

令和6年6月17日(月)～令和6年7月22日(月)

#### イ 申込先

「9 申込み及び問い合わせ先」のとおり

#### ウ 受付

参加申込のメールを受信後、受付確認のメールをエントリーシートに記載されているE-mailアドレスへ送信します。受付確認メールが届かない場合は、「9 申込み及び問い合わせ先」へ電話にて御連絡ください。

### (2) サウンディング調査の日時及び場所の連絡

サウンディング調査への参加申込をいただいた事業者の担当者宛に、実施日時及び場所を電子メールにて御連絡します。なお、希望に沿えない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

## 7 留意事項

### (1) 参加事業者の取扱

サウンディング調査への参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。

### (2) 費用負担

サウンディング調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

### (3) 提出書類の取扱い等

提出書類の著作権はそれぞれの参加者に帰属しますが、提出書類は返却いたしません。また、本市が本調査の結果公表や今後の事業実施に向けた検討以外の目的で提出書類等を使用することはありません。

### (4) 追加対話への協力

サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む。）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際には御協力をお願いいたします。

### (5) 委託事業者の同席

調査の際には、本市からの委託で本調査の実施を支援する事業者の担当者が同席させていただきます。

## 8 参考資料

### (1) 【資料1】市民総合交流拠点施設設計概要

### (2) 【資料2】市民総合交流拠点施設内カフェ図面及び厨房機器等（予定）

## 9 申込み及び問い合わせ先

申込みや問い合わせなどは、以下へお願いします。

担当部課：昭島市企画部市民総合交流拠点施設建設担当  
〒196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号  
電 話：042(544)5111 内線2375  
F A X：042(546)5496  
E-mail：shisetsukensetsu@city.akishima.lg.jp